

助成金

知らずに損していませんか？

活用して得をする！

その理由

助成金とは…？

- ①雇用に関する国の施策に合わせた活動に対し、交付される
 - ②労働環境がよく、要件を満たしていれば、ほぼ給付される
 - ③返済不要 ④繰り返し申請できるものもある
 - ⑤支給は申請から約半年後
- …などですが

知ってほしいこと…
もっとあります！

- 1 採用コストを実質 "0円" にする可能性がある
- 2 会社の魅力 **増** に繋がり、人材の吸引力・維持力もUP
- 3 受給の為の環境整備が「働き方」改革に活かせる

種類と要件の一部ご紹介

57万円

支給額

キャリアアップ助成金
正社員化コース

⇒雇用形態を有期→正規へ転換すること。

転換後の6ヶ月間の賃金を転換前6ヶ月間の賃金より3%増額させていること、かつ、賞与または退職金の制度を適用させていることが必要。

※派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として雇用する場合、更に28万5,000円が加算される。

キャリアアップ助成金 賃金規定等共通化コース

⇒キャリアアップ計画に基づき、有期雇用労働者に対して正規と共通の賃金規定等を新たに作成・適用すること。有期雇用労働者の処遇改善となる。

48万円

支給額

65歳超雇用推進助成金
高齢者無期雇用
転換コース

⇒「無期雇用計画」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出してその認定を受け、その「無期雇用計画」に基づき、50歳以上かつ定年未満の有期契約労働者を無期雇用に転換すること。高年齢者の雇用の推進を図ることができる。

キャリアアップ助成金
賞与・退職金制度導入コース

⇒有期雇用労働者に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積み立てを実施すること。

38万円

支給額

20万円～

支給額

両立支援等助成金
出生時両立支援コース

⇒①『育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施』、『男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の子の育児休業取得』などの要件を満たすこと。 ※代替要員加算20万円（代替要員3人以上の場合45万円）

② ①の支給を受けた事業主において、男性労働者の育児休業取得率が3事業年度以内に30%以上上昇した場合などの要件を満たすことで、30%以上上昇したのが、①の支給を受けてから1年以内：60万円、2年以内：40万円、3年以内：20万円が支給される。

両立支援等助成金
令和4年度変更あり

47.5万円など

支給額

両立支援等助成金
育児休業等
支援コース

⇒労働者が3ヶ月以上の育児休業を取得。事業主が休業期間中の代替要員を新たに確保する。または代替要員を確保せずに業務を見直し、周囲の社員により対象労働者の業務をカバーさせる。

【業務代替支援】新規雇用47.5万円、手当支給10万円【職場復帰時】28.5万円など。

Point

助成金について注意いただきたい事

各助成金には予算が決められており、支給額が予算に達すると、期間内であっても受付終了となることがあります。また、助成金制度（種類・要件等）は毎年変更されますのでご注意ください！

では、どんな会社が助成金を受給できるのでしょうか？



- 一、雇用保険の適用事業所であること
- 一、労働保険料の滞納がないこと
- 一、就業規則、出勤簿、賃金台帳など、法律で作成が義務付けられている帳簿を備えていること
※整備されていない場合は見直しや作成補助いたしますのでご相談ください。
- 一、事前に計画の作成、提出等の手続きを行うこと



助成金を利用するための✓チェックリスト

- 労働者名簿は備えていますか
- 出勤簿（タイムカード等）はありますか
- 賃金台帳または給与明細など備えていますか
- 労働条件通知書又は雇用契約書はありますか
- 雇用保険の手続きはなされていますか
※労働者を一人でも雇っていれば雇用保険の加入手続きが必要です。31日以上引き続き雇用される見込みがあり、1週間20時間以上働いている者を加入させていますか。
- 社会保険（健康保険・厚生年金）の手続きは適正に行われていますか
※1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働時間が正社員の3/4以上のパート・アルバイトを加入させていますか。

- 就業規則はありますか
※労働者10名以上の場合、所轄労働基準監督署への届出義務があります。
- 労働保険料の滞納はありませんか
- 最近6カ月以内に、会社都合で解雇した従業員はいませんか
- 過去5年間に於いて、助成金について不正受給を行ったことはありませんか
- 会社の役員に、過去5年間に他の会社で助成金の不正受給に関与した役員はいませんか
- 過去1年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けていることはありませんか
- 暴力団や風俗営業等関係事業主ではありませんか

活用実績！

実際に受給した
会社様の声

K社様 (平成30年受給実績)

《申請した助成金(当時申請可能であった助成金)》

- ・キャリア形成促進助成金 100万円
- ・キャリア形成促進助成金 50万円
- ・職場定着支援助成金 10万円



《総受給額》

160万円

▶ 助成金制度を利用した感想

従業員が3人程の小規模な会社ですので、助成金を受給し、従業員の職場定着の為の雇用環境を整えられたことは経営面では大変メリットがありました。また、これを機に法定三帳簿の整備が行えたことは今後、事務所を発展させていくうえでプラスになると思います。

▶ 寺田弁護士に依頼した感想

自分で申請するには書類の作成の仕方がよくわからず面倒なのだろうと思っていましたが、寺田先生には役所に通うことも含め一切の手続きをしていただいた上、就業規則の見直しもお願いできました。また、法律面の不明点についても親身に相談にのって下さり、この助成金の申請をきっかけに顧問契約を結ばせていただきました。最近では法律の改正がよく行われており、その度に寺田先生に助言をいただいています。

助成金について
詳しいご相談は
こちらへ→

神楽坂総合法律事務所 代表弁護士 寺田 弘晃 《社会保険労務士もおります》

TEL : 03-5206-3755

ホームページ : 神楽坂総合法律事務所 と検索下さい

URL → <https://shinjuku-houritusoudan.com/>

Mail : contact@sogo-law-office.com

営業時間 : 平日10:00~20:00